

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部管理課（06-6615-6678）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	屋外広告業の登録
概 要	大阪市屋外広告物条例では、景観に与える影響が著しい屋外広告物業の営業を一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してだけその禁止を解除しています。屋外広告業を営業するには、大阪市から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	屋外広告物法第9条 大阪市屋外広告物条例第15条（昭和31年10月1日 条例第39号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎ 大阪市内で屋外広告業を営もうとする方は、市長の登録を受けなければいけません。登録を受けるためには、次に掲げる事項を記載した申請書を提出する必要があります。ただし、第18条の4に規定する大阪府の屋外広告業の登録を受けている方については、特例としてその旨の届出により登録に代えることができるものとしています。 (1) 申請書 ① 商号又は氏名及び住所（法人にあっては、商号又はその名称及び主たる事務所の所在地） ② 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地 ③ 登録申請者が法人である場合においては、その役員の氏名 ④ 登録申請者が未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有するものを除く。以下同じ。）である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所 ⑤ 第17条第1項の規定により選任し、又は選任しようとする業務主任者の氏名 (2) 添付書類 ① 第15条の3各号に規定する、登録の拒否要件に該当しない者であることを誓約する書類 ② 登録申請者が法人の場合にあっては登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し、外国人登録原票の写し又はおのおのの記載事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。写し可。） ③ 業務主任者の資格を証する書類として次のいずれかのものの写し 屋外広告士登録証・屋外広告物講習会の修了証書・広告美術仕上げに関する準則訓練終了証職業訓練指導員免許証、技能検定合格証書 ④ 申請代行者による申請の場合にあっては、委任状 (3) 手数料 大阪市屋外広告物条例第19条の3第2項に基づく申請手数料
標準処理期間	3週間
経由日数	なし
提出先	建設局総務部管理課
提出時期	随時
提出方法	屋外広告業登録申請書、添付書類及び手数料を、建設局総務部管理課へ提出してください。
手数料	10,000円
相談窓口	建設局総務部管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372127.html
備 考	